

(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業アドバイザー業務委託  
プロポーザル実施要領

## 1 目的

この実施要領は、(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業アドバイザー業務委託の受託候補者を、公募型プロポーザル方式 (以下「本プロポーザル」という。) により選定する場合の手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 委託を予定している業務

(1) 業務名

(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業アドバイザー業務委託  
(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

別紙「(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業アドバイザー業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで

(4) 委託料上限額

委託料の上限額 (消費税及び地方消費税を含む。) は、次のとおりとする。なお、提案に際しては、年度ごとに当該上限額の範囲内で提案額を提示するものとする。

令和2年度	令和3年度	総額
15,312,000円	22,880,000円	38,192,000円

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、法人その他の団体 (個人での応募は不可) であって、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告の日において、令和2・3年度印西市競争入札参加資格者名簿の測量等 (測量・コンサルタント) 部門の建築関係建設コンサルタント業務: 地区計画及び地域計画に登載されている者又は委託部門の調査・計画: 地域計画若しくはその他に登載されている者のうち、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱 (平成27年告示第69号) に基づく指名停止措置を、本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間、受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、本プロポーザルの公告の前日6か月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会

社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者及び印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年告示第95号）の別表に規定する措置要件に該当する者は参加することができない。

- (3) 過去10年間において、国又は地方公共団体の同種業務を直接受注し、完了した実績を有する者であること（同種業務とは、民間収益施設を併設した公共施設整備（民間収益施設を合築した場合を含む。）に係るPFI方式又はDBO方式による事業（定期借地権方式などの他の事業手法を併用した場合を含む。）のアドバイザー業務をいう。）
- (4) 本プロポーザルの公告の日において、3か月以上の雇用関係があり、過去10年間において国又は地方公共団体発注の同種業務（完了した業務に限る。）に直接携わった実績を有する者を、本業務を受託した際の予定管理技術者及び主担当の予定担当技術者として選任し、本市との打合せに派遣できる者であること。なお、予定管理技術者及び主担当の予定担当技術者は、本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで原則として変更できないものとする。

#### 4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

番号	内容	期日、期間等
1	公告日	令和2年7月8日（水）
2	質問受付期間	令和2年7月8日（水）から 7月15日（水）午後5時まで
3	質問回答予定日	令和2年7月21日（火）
4	参加申請書等受付期間	令和2年7月8日（水）から 7月30日（木）午後5時まで
5	参加資格確認結果及び 一次審査結果通知予定日	令和2年8月7日（金）
6	企画提案書等受付期間	令和2年8月7日（金）から 8月21日（金）午後5時まで
7	二次審査日 （プレゼンテーション）	令和2年9月1日（火）
8	二次審査結果通知予定日	令和2年9月上旬頃予定
9	契約締結予定日	令和2年9月中旬頃予定

※ スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。その場合は、本市ホームページにおいて告知する。

## 5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合は、質問には回答しない。

### (1) 質問の提出方法

質問がある場合は、「別紙 質問書」に質問事項を記載の上、電子メールで「15 担当事務局」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

### (2) 受付期間

令和2年7月8日（水）から令和2年7月15日（水）午後5時まで

### (3) 回答方法

質問及び回答は、令和2年7月21日（火）（予定）に本市ホームページ上に公開する。なお、質問がなかった場合もその旨を示すので必ず確認すること。

## 6 参加申請の手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類（参加資格確認及び一次審査用）

#### ① 参加申請書（様式1）

#### ② 企業概要（様式2）

ISMS 又はプライバシーマークを取得している場合は、その認定を証する書類の写しを添付すること。なお、ISMS の場合は、本業務を担当する部門等（以下「担当部門」という。）が含まれていれば、その認証の単位は問わないが、必要に応じて担当部門が含まれていることがわかる組織図等を添付すること（企業等の全体で取得している場合は、組織図等は不要とする。）。

#### ③ 受注実績表（様式3）

「3 参加資格」の(3)に規定する過去10年間の国又は地方公共団体からの同種業務の受注実績（直接受注したものに限る。）を最大5件まで記載し、記載した全件について受注を確認できる書類（契約書の表面及び仕様書等の業務内容を確認できる書類の写し）を添付すること。なお、受注実績は、現に履行中のものを含めて差し支えない。

#### ④ 業務実施体制図及び業務実施体制表（様式4-1及び様式4-2）

本業務の取組体制（予定管理技術者、主担当及び副担当の予定担当技術者並びに予定担当技術者（以下「技術者等」という。）の配置予定、人数、役割等）を記載すること。

#### ⑤ 予定管理技術者経歴書及び予定担当技術者経歴書（様式5-1及び様式5-2）

④の技術者等の全てについて記載し、次に掲げる関連資格を有する場合は、証明する証書の写しを添付すること。また、過去10年間において国又は地方公共団体から直接受注した同種業務に携わった実績（現に履行中のものを

含めて差し支えない。)がある場合は、それぞれ実績を最大5件まで記載し、記載した全件について確認できる書類(契約書の表面、仕様書等の業務内容を確認できる書類及びその者が携わったことがわかる業務実施体制図等の写し)を添付すること。なお、技術者等が携わった同種業務の実績については、「③ 受注実績表」で記載したものと異なっても差し支えない。

ア 一級建築士

イ 技術士(総合技術監理部門で選択科目を「建設-土質及び基礎」、「建設-鋼構造及びコンクリート」、「建設-都市及び地方計画」、「建設-施工計画、施工設備及び積算」又は「建設-建設環境」とする者)

ウ 技術士(建設部門で選択科目を「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」、「都市及び地方計画」、「施工計画、施工設備及び積算」又は「建設環境」とする者)

エ RCCM(技術部門を「都市計画及び地方計画」、「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」、「施工計画、施工設備及び積算」又は「建設環境」とする者)

オ 公認会計士

カ 中小企業診断士

(2) 受付期間

令和2年7月8日(水)から令和2年7月30日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

「15 担当事務局」まで持参又は郵送(簡易書留に限る。)とする。

(4) 提出部数等

提出書類①～⑤の順序で製本してインデックスを付け、A4ファイルに綴じ込みの上、次の部数を提出すること。また、ファイルの表紙には「(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業アドバイザー業務委託」、「参加申請書」及び企業名称を、背表紙には「参加申請書」及び企業名称を表示すること。

- ・ 正本1部(代表者印押印のもの)
- ・ 副本14部(正本の写し)

## 7 参加資格確認及び一次審査(書類審査)

提出された参加申請書等により、参加資格確認及び一次審査(書類審査)を行う。なお、参加申請者が5者以上の場合は、原則として一次審査の上位4者を選定する(同点の場合を含む)。

(1) 審査方法

一次審査については、庁内に設置する(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業アドバイザー業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において、「別添1 審査基準」に基づき審査する。

(2) 結果通知

審査結果については、令和2年8月7日(金)に、結果にかかわらず全ての

参加申請者に対し、参加申請書記載の電子メールアドレス宛に電子メールにて通知する。

(3) その他

ア 審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

イ 二次審査の参加を認められる参加者が辞退した場合は、一次審査の上位者から二次審査の参加を認める場合がある。その場合は別途期間を設定して二次審査を行う。

## 8 企画提案書の提出

参加資格確認及び一次審査により二次審査の参加を認められた者は、本プロポーザルに関する企画提案書等を、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類（二次審査用）

- ① 企画提案書（様式6）
- ② 企画提案内容（様式任意）

企画提案内容については、以下の項目に留意して作成すること。

ア 提案は原則として一案とするが、部分的に複数案提示することは認める。

イ 企画提案内容は、仕様書及び「別添1 審査基準」を踏まえて、次の表に掲げる項目順に記載すること。

番号	項目
1	業務実施方針
2	業務スケジュール
3	特定テーマ (1) 本事業に適した事業スキームの構築について (2) 民間事業者の優れた提案を引き出す方策について (3) 本事業の課題に関する取組について

ウ A4 縦版とし、両面印刷で10 ページ以内（表紙及び目次は除く。）、文字サイズは11 ポイント以上（図、表及び画像を除く。）、左右に20mm 以上の余白を設定し、ページ番号を付すること。なお、やむを得ない事由によりA4 サイズに収まらない場合は、A3 サイズを使用すること（A3 サイズを使用する場合はA4 サイズ2枚分として取り扱うこととする。）とし、片面横折り込みとする。

③ 見積書（様式任意）

「2(4)委託料上限額」を踏まえ、A4 縦版とし、税込み金額で提案額を明示すること。また、単価や人工等の積算の内訳を項目ごとに記載すること。

(2) 受付期間

令和2年8月7日（金）から令和2年8月21日（金）午後5時まで  
（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

「15 担当事務局」まで持参又は郵送（簡易書留に限る。）とする。

(4) 提出部数等

提出書類①～③の順序で製本してインデックスを付け、A4 ファイルに綴じ込みの上、次の部数を提出すること。また、ファイルの表紙には「(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業アドバイザー業務委託」、「企画提案書」及び企業名称を、背表紙には「企画提案書」及び企業名称を表示すること。

- ・ 正本1部（代表者印押印のもの）
- ・ 副本14部（正本の写し）
- ・ CD-R1枚（PDF形式で保存したもの）

(5) 参加辞退

二次審査の参加を認められた者で、企画提案書等の提出を行わない者は、辞退届（様式7）を令和2年8月21日（金）午後5時までに持参又は郵送（簡易書留に限る。）にて提出すること。

## 9 二次審査（プレゼンテーション）

提出された企画提案書等により、二次審査（プレゼンテーション）を行う。

(1) 日時（予定）

令和2年9月1日（火）

実施時間については、令和2年8月24日（月）に、メールにて通知する。

なお、順番は企画提案書提出順とする。

(2) 場所

印西市役所会議棟2階 204会議室（予定）

※ 控室は、202会議室（予定）とする。

(3) 1者当たりの所要時間

①準備 5分

②企画提案プレゼンテーション 20分

③企画提案に対する質疑等 15分程度

(4) 内容説明

企画提案書等に基づく説明を行うこと。なお、説明者は本業務に直接係わる者とし、受託した際の予定管理技術者は必ず出席すること。

(5) 参加人数

予定管理技術者を含め4名以内とする。

(6) その他

パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に「15 担当事務局」まで連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

なお、プレゼンテーションは企画提案書により実施し、資料の追加や差し替えは認めない。

## 10 受託候補者の選定

委員会による企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を経て、受託候補者を選定する。

### (1) 選定基準

委員会において「別添1 審査基準」に基づき二次審査の評価を行い、一次審査及び二次審査の合計点で、最高点を得た者を受託候補者として選定する。なお、「別添1 審査基準」に記載の最低基準点を超えない提案者は失格とする。

### (2) 結果通知

結果については、令和2年9月上旬頃（予定）に、結果にかかわらず、書面にて通知する。

### (3) 参加申請者が1者のみの場合

参加申請者が1者のみの場合でも、原則として二次審査（プレゼンテーション）を行い、委員会がその企画提案書等について、本実施要領及び仕様書を満たし、「12 失格事項」に該当しないと判断した場合は、その1者を受託候補者として選定する。

### (4) 合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、次の順序で上位者を決定する。

① 二次審査の評価が高い者

② 価格評価が高い者

③ ①及び②のいずれも同点の場合は委員会の合議による。

### (5) その他

審査の経緯や審査内容に関する質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

## 11 契約の締結

委員会において受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行う。原則として企画提案書等に記載した内容や、二次審査で説明、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、見積書の提案額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

## 12 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

(1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合

(2) 本実施要領に定める書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合

- (3) 本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- (4) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- (7) 見積書の提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

### 1 3 提出書類において使用する言語等

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本円
- (3) 単位 計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位

### 1 4 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、提出書類を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、特別な事情がない限り、再提出等を認めない。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属するが、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。また、不開示情報として印西市情報公開条例第7条第3号のア又はイに該当する部分がある場合は、提案書の末尾等にその箇所を記載すること（記載例：印西市情報公開条例第7条第3号イに該当するものとして企画提案書5頁から7頁までの全部）。
- (6) 本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、委員会で協議の上、定めるものとする。

### 1 5 担当事務局

印西市役所 企画財政部 資産経営課 資産経営係  
担当：五十嵐、川上、設楽  
〒270-1396 千葉県印西市大森 2364 番地 2  
電話：0476-33-4659  
電子メール：shisankeieika@city.inzai.chiba.jp